

モバイルチケット取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、0M タクシー運送約款（区域運行）（以下「約款」という。）及び乗合自動車運送約款（区域運行）取扱規則（以下「約款取扱規則」という。）に基づき、0M タクシー株式会社（以下「当社」という。）が経営する乗合自動車の運送区間（区域運行するものに限り、以下「当社区間」という。）で使用するモバイル端末を用いた電子式証票（以下「モバイルチケット」という。）の取扱い、運賃及びその発売等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 モバイルチケットによる、当社区間にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。

- 2 この規則に定めのない事項については、約款及び約款取扱規則の規定による。
- 3 モバイルチケットに組み込まれた当社以外の事業者（以下「他社局」という。）の乗車船券及び施設利用券の使用については、当該事業者及び施設の定めによる。
- 4 モバイルチケットの発売条件等については、第3条第2号に規定するシステム運営者が定める規約等による。ただし、当該規約等とこの規則との間に矛盾又は抵触がある場合は、この規則が優先する。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1)「モバイル端末」とは、モバイルチケットを画面上に表示することができるスマートフォン等の情報端末をいう。
- (2)「システム運営者」とは、当社との取り決めに基づき、運賃について当社に代わり収受し、旅客にモバイルチケットを発売する者をいう。
- (3)「販売システム」とは、システム運営者がオンラインで運営するモバイルチケットの販売場所をいう。
- (4)「乗車券情報」とは、モバイルチケットの通用区間、通用期間、運賃額、発行の日付及び使用・未使用の状況についての情報をいう。
- (5)「未使用」とは、定期乗車券タイプのモバイルチケットにおいては通用開始日が到来していない状態のもの、その他のタイプのモバイルチケットにおいては使用開始可能期間終了前で、かつ使用開始処理が完了していない

状態をいう。

- (6) 「一日乗車券タイプ」とは、不定区間（モバイルチケット毎に定める通用区間内に限る。）を乗車する旅客に対して発売し、券面表示事項に従って使用回数の制限なく使用できるモバイルチケットのタイプをいう。
- (7) 「回数券タイプ」とは、しばしば運行エリアを同じくして乗車する旅客に対して発売し、券面表示事項に従って複数回使用できるモバイルチケットのタイプをいう。
- (8) 「定期乗車券タイプ」とは、常時、運行エリアを同じくして乗車する旅客に対して発売し、券面表示事項に従って使用回数の制限なく使用できるモバイルチケットのタイプをいう。

（運賃及び料金の支払い）

第4条 モバイルチケットで発売する乗車券の運賃は、システム運営者が定める方法で支払わなければならない。

（契約の成立時期）

第5条 モバイルチケットは、別段の定めがない限り、システム運営者が定める方法に従って購入申込したうえで、当該システム運営者から乗車券情報の返信があった時に発行し、売買契約が成立するものとする。

2 モバイルチケットによる旅客運送の契約は、乗車のときに成立するものとする。

（旅客の同意）

第6条 モバイルチケットの購入に際し、旅客は、この規則及びこれに基づく規定のみならず、システム運営者が定める規約等を承認し、かつ、これらに同意したものとみなす。

（モバイルチケットの種類及び運賃）

第7条 当社区間単独で利用できるモバイルチケットの種類及び運賃は、別表1のとおりとする。

2 当社区間と大阪シティバス株式会社が運営する路線バスとの連絡乗車が可能なモバイルチケットの種類及び運賃は、別表2のとおりとする。

（発売場所）

第8条 モバイルチケットは、販売システムにおいて発売する。なお、販売システムの名称及びシステム運営者名は、別表3のとおりとする。

(特別のモバイルチケットの発売)

第9条 第7条の規定にかかわらず、特別の運送条件、発売場所、発売日、効力及び特殊取扱いに関する事項等（以下「特別の運送条件等」という。）を定めたモバイルチケットを発売することができる。

2 特別の運送条件等については、その都度当社が定め、モバイルチケットに記載し、又は販売システム内において掲載する。

(使用開始処理)

第10条 モバイルチケット（定期乗車券タイプのモバイルチケットを除く。）

は、モバイルチケット毎に定める使用開始可能期間中に、旅客がモバイル端末にて使用開始のための操作（以下「使用開始処理」という。）をすることで使用することができる。

2 前項に定めるモバイルチケットの通用期間は、使用開始処理をした時点から起算する。

(払戻し)

第11条 旅客は、別段の定めがない限り、モバイルチケットが不要となった場合は、システム運営者が定める方法に従って、次に定めるところにより販売システムにおいて払戻しを請求することができる。ただし、販売システム運営事業者が別に定めるデジタル乗車券については未使用であっても払戻しを請求することはできない。

(1) 一日乗車券タイプのモバイルチケットにあつては、未使用のものに限りその運賃額の払戻し

(2) 回数券タイプのモバイルチケットにあつては、未使用又は通用期間内のものに限り、次の算式により算出された金額の払戻し

運賃額…………… A

使用可能回数…………… B

未使用回数…………… C

$A \times (C / B)$

(3) 定期乗車券タイプのモバイルチケットにあつては、未使用又は通用期間内のものに限り、次の算式により算出された金額の払戻し

運賃額…………… A

当該モバイルチケットの通用エリアの普通運賃額… B

使用経過日数（請求当日を含む。）…………… C

$A - (B \times 2) \times C$

- 2 旅客は、払戻しを請求する場合、モバイルチケット毎に定める手数料を支払うものとする。ただし、正当な理由があると当社が判断した場合は、手数料を徴収しない。
- 3 旅客が誤ってモバイルチケットを購入した場合には、前2項の規定により払戻し処理を行う。
- 4 やむをえない事由により、当社は、旅客が購入したモバイルチケットを払い戻す場合がある。

(販売システムの変更等の場合における特殊取扱い)

第12条 この規則の規定にかかわらず、販売システムの変更及び廃止を行う場合並びに販売システムにおいて利用できるサービスの変更、中断及び終了等が生じる場合、当社は、モバイルチケットの取扱いについて特別の運送条件等を定めることがある。

- 2 前項の特別の運送条件等については、その都度当社が定める。
- 3 前2項の場合において、当社は、特別の運送条件等を適用しようとする日の少なくとも7日前に次の各号に掲げる事項を関係の営業所等及び車内に掲示又は当社ホームページ及び当該販売システムにおいて掲載するものとする。
 - (1) 特別の運送条件等を適用する期間
 - (2) 特別の運送条件等の内容
- 4 第1項の場合において、既に発売したモバイルチケットを無効とするときは、無効とする日の少なくとも1か月前に次の各号に掲げる事項を関係の営業所等及び車内に掲示又は当社ホームページ及び当該販売システムにおいて掲載するものとする。
 - (1) モバイルチケットを無効とする日
 - (2) モバイルチケットを無効とする日以降で、発売時における使用開始可能期間又は通用期間内に限り払戻しをする旨
- 5 前項の規定により無効となったモバイルチケットは、旅客の請求により、同項第2号の期間内において、次の各号のとおり払戻しの取扱いを行う。なお、この場合手数料は徴収しない。
 - (1) 一日乗車券タイプのモバイルチケットにあつては、未使用のものに限りその運賃額の払戻し
 - (2) 回数券タイプのモバイルチケットにあつては、次の算式により算出された金額の払戻し
運賃額…………… A
使用可能回数…………… B
未使用回数…………… C

$$A \times (C / B)$$

(3) 定期乗車券タイプのモバイルチケットにあっては、次の算式により算出された金額の払戻し

運賃額…………… A

通用期間（日数）…………… B

無効とする日における残通用期間（日数）…………… C

$$A \times (C / B)$$

(使用方法)

第 13 条 モバイルチケットは、旅客が乗車する際、当社の係員に呈示することで使用することができる。

2 旅客は、当社の係員から請求があった場合は、乗車券情報を呈示し、検査を受けなければならない。

(効力)

第 14 条 モバイルチケットは、モバイルチケットがモバイル端末に表示されている場合に限り、有効とする。

2 モバイルチケットは、乗車券情報の内容に従って使用することができる。

3 旅客は、モバイル端末の故障、充電切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態不安定その他当社の責めに帰すべき事由によらず、モバイルチケットをモバイル端末に表示できない場合には、当該モバイルチケットを使用できない。

(乗車券情報等の確認)

第 15 条 旅客は、システム運営者が定める方法により、購入したモバイルチケットの乗車券情報をモバイル端末で確認することができる。

(使用上の制限事項)

第 16 条 モバイルチケットは、他の乗車券等と併用して使用することができない。

2 偽造、変造、複製若しくは不正に作成され、又は不正に取得されたモバイルチケットは、使用することができない。

3 モバイルチケット購入後、設定された使用開始可能期間又は通用期間を経過して使用することはできない。ただし、当社が認める場合はこの限りではない。

4 旅客は、モバイルチケットを購入したモバイル端末と異なるモバイル端末

で、モバイルチケットを使用することができない。ただし、当社及びシステム運営者が認める場合（使用開始処理後を除く。）は、この限りではない。

5 旅客は、当社、システム運営者又は他社局において使用を制限されたモバイルチケットを使用することができない。

（モバイルチケット使用にかかる通信費用）

第17条 旅客は、モバイルチケットの使用にあたり必要なモバイル端末、ソフトウェア、電気通信提供事業者から受ける通信サービス及びその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持し、モバイルチケットの使用にあたって必要となる通信費等の費用を負担するものとする。

（免責事項）

第18条 モバイルチケットは、次の各号の一に該当する場合は、使用できないことがある。なお、その場合に生じた損害について、当社は一切の責任を負わない。

- (1) モバイル端末に不具合が生じた場合や電気通信事業者から受ける通信サービスが制限された場合
- (2) メンテナンス等の事情により、システム運営者が予告したうえで、モバイルチケットの取扱いを制限又は停止する場合
- (3) システム運営者の責めに帰すべき事由により、モバイルチケットの取扱いを制限又は停止する場合
- (4) 販売システムにおける会員登録が退会等により抹消された場合

2 前項にかかわらず、前項第3号に該当する場合は、正常な使用に制限が生じたモバイルチケット又はモバイルチケットの正常な使用に制限が生じたことに起因して旅客が支払った運賃について、当社が必要と認めた場合に限り、当該モバイルチケットの発売額を上限として補償することがある。

3 モバイルチケットの紛失、盗難、詐取、横領等があったときにおいて、当該モバイルチケットの使用等で生じた損害については、当社はその責を負わないものとする。

（無効となる場合等）

第19条 モバイルチケットは次の各号の一に該当する場合は無効とする。

- (1) 偽造、変造、複製及び不正に作成されたモバイルチケットを使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (2) 使用資格を限定したモバイルチケットをその資格を有しない旅客が使用したとき。

- (3) モバイルチケットをその使用条件に基づかないで使用したとき。
 (4) その他、モバイルチケットを不正乗車的手段として使用したとき。

(不正使用等の旅客に対する割増運賃の徴収)

第20条 前条の規定によりモバイルチケットを無効とした場合は、普通運賃及び割増運賃を徴収する。徴収する額は、約款第23条の規定を準用する。

別表1

券種	タイプ	運賃	払戻し手数料	通用区間	使用開始可能期間
オンデマンドバス定期券	定期乗車券タイプ	1か月5,000円/ 1エリア(エリア毎) 1か月9,000円/ 2エリア共通	1枚につき220円	券面に記載のエリア※ ¹	ー

別表2

券種	タイプ	運賃	払戻し手数料	通用区間	使用開始可能期間
オンデマンドバス・路線バス連絡定期券大人	定期乗車券タイプ	1か月10,500円	1枚につき220円	オンデマンドバスは券面に記載のエリア※ ¹ 路線バスは一般路線バスの路線※ ²	ー
オンデマンドバス・路線バス共通一日乗車券大人	一日乗車券タイプ	600円	1枚につき100円	オンデマンドバスは券面に記載のエリア※ ¹ 路線バスは一般路線バスの路線※ ²	購入した日を起算日として180日間

※¹モバイルチケットで、当該エリアを運行している車両でのみ使用できるものとする

※²IKEA 鶴浜行バス/ユニバーサル・スタジオ・ジャパン行バス/空港リムジンバスを除く

別表3

販売システムの名称	システム運営者名
e METRO	大阪市高速電気軌道株式会社

附 則

この規則は、2026年3月26日から施行する。